

ID: 3061

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	建築の許可		
法令名称 根拠条項	都市計画法 第41条第2項ただし書(第35条の2第4項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】</p> <p>法第41条第2項ただし書の規定による。 (建築物の建ぺい率等の指定)</p> <p>第41条 都道府県知事は、用途地域の定められていない土地の区域における開発行為について開発許可をする場合において必要があると認めるときは、当該開発区域内の土地について、建築物の建ぺい率、建築物の高さ、壁面の位置その他建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた土地の区域内においては、建築物は、これらの制限に違反して建築してはならない。ただし、都道府県知事が当該区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日